

麻生輝久議員の度重なる無断欠席に猛省を求める決議

平成17年第1回区議会定例会は、2月22日に開会した。

議員が本会議に出席できないときは、新宿区議会会議規則第2条により、理由をつけて議長に届けなければならないが、麻生議員は2月28日の本会議を無断欠席した。

また、麻生議員は、予算特別委員に選任されたが12日間（2月28日、3月1日・2日・3日・4日・7日・8日・9日・10日・11日・14日・24日）、すべて無断欠席した。

その間、議長や委員長の何度かの出席要請にも、何らの応答もなかった。

本会議や委員会等への出席は、議員の権利であるとともに、重要な責務であるにもかかわらず、麻生議員は、これを果たしていないばかりか、なんら反省の態度がみられないのは極めて遺憾である。このことは許されざる区民への背信行為であるといわざるを得ない。

このような状況を放置することは、開かれた議会を目指す新宿区議会に対する区民の信頼を損なうことになると思う。

よって新宿区議会は、麻生輝久議員の議会におけるこのような行動に再度猛省を求めるものである。

なお、上記以外の麻生輝久議員の無断または理由のない欠席は度重なるが、平成16年4月からの欠席は下記のとおりである。

記

1 理由のない欠席をした本会議

本会議

16年6月9日、9月17日、

2 無断で欠席した本会議、委員会等

本会議

平成16年11月26日

文教委員会

平成16年12月6日・16日（視察）

災害等対策特別委員会

平成16年10月26日、

全員協議会

16年6月7日、9月15日、11月24日、12月6日

全議員友好提携都市（高遠町）訪問

平成16年11月4日・5日

以上、決議する。

平成17年3月 日

新宿区議会